

収運のコンプラを徹底

8月6日、責任者会議

社内管理体制を強化へ

(社)全産廃連・収集運搬部会

(社)全国産業廃棄物連合会(國中賢吉会長)は8月6日、「収集運搬業 社内管理体制構築のすすめ」の普及のための責任者会議を東京都内の虎ノ門パストラルで開催。昨年起きた産廃収集運搬車両によるタイヤ脱落事故などを受け、収集運搬業者のコンプライアンスを徹底する。健全な企業として発展するため必要な法令の順守事項を再確認、社内管理体制の強化を呼びかけたい。

する事項「廃棄物の適正処理に関する事項」の3つを収集運搬業が健全に発展するための最重要事項と位置づけている。その上でこれらについて関連法令で規定されている事項を整理。収集運搬業に携わる経営管理はじめ、労務管理、業務管理、作業管理それぞれの立場の人が理解しやすいよう分類しているのが特長。責任者会議では同書の主旨や内容を説明する。順次各協会単位での説明会を開催してもいい、業界全体への周知徹底を図っていく。吉本部長は「この書を参考にコンプライアンスの立場から抜け落ちがないか確認し、

昨年4月、静岡県内で起きたタイヤ脱落事故は死傷者を出し、産廃業界に大きな波紋を投げかけた。報道によると、道路交通法違反で同社の運転手や専務が逮捕、送検され、体積単位での常習的な過積載はじめ安全運転管理者が未選任、定期点検の未実施、任意保険への未加入など管理体制の不備が指摘される事態となった。

一方、これと並行して収集運搬部会が作成を進めてきた「産業廃棄物収集運搬業 社内体制構築のすすめ」が完成。同書には収集運搬業を営む企業として必要な事項がまとめられ、部会ではこの書の普及により事故の再発防止を強力に推進する考え。

記載内容ではまず、産廃の収集運搬業を「人」が「車」を用いて「産業廃棄物」を収集し運搬する事業と明記。「雇用・労働安全衛生など従業員に関する事項」「交通安全、点検整備など安全運行に関する事項」を徹底して周知を呼びかけた。

平成21年8月3日
週刊循環経済新聞